

## 役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、財団法人理工学振興会の役員退職金に関し必要な事項を定める。

(退職金)

第2条 この法人の役員(理事および監事をいう。)は、退任時において退職金は支給されない。

附則

この規程は、平成15年6月1日より施行する。